第1号様式
所属進行表

業務運営進行表

（平成25年４月１日～平成26年３月31日）

所　属	局名	部名	室・課（出先は所属）名	所属ＨＰアドレス
	保健福祉局	保健医療部	がん対策課	http://www.pref.kanagawa.jp/div/1383/

Ⅰ　業務概要

がん対策課では、がん対策の総合的企画及び調整やたばこ対策の企画、広報及び普及啓発、受動喫煙防止に関する施設管理者への指導及び支援などを行っている。

Ⅱ　収支の状況

（単位：千円）

			第１・四半期	第２・四半期	第３・四半期	第４・四半期	出納整理期間	累計
収入	収入科目	年間計画額	収入済額					
	繰入金	69,829					68,383	68,383
	国庫支出金	51,560				51,560		51,560
	その他	30		28		7		35
	収入計(A)	121,419	0	28	0	51,567	68,383	119,978
支出	事業経費 項目	(再)配当額	支出済額					
	事業費	197,366	4,255	5,506	5,634	9,130	169,549	194,074
	維持管理費							0
	計	197,366	4,255	5,506	5,634	9,130	169,549	194,074
	人件費 給与（下記手当を除く）		24,304	23,667	24,230	23,860		96,060
	通勤手当		1,700	244	1,690	261		3,895
	期末勤勉手当		13,836		14,315			28,150
	給与計		39,839	23,911	40,234	24,121		128,105
	共済費相当額		5,497	5,541	5,541	5,541		22,120
	退職手当相当額		2,424	2,435	2,435	2,435		9,730
	計		47,760	31,887	48,210	32,097	0	159,955
	支出計(B)		52,015	37,393	53,845	41,228	169,549	354,029
	差額(A)－(B)		△ 52,015	△ 37,365	△ 53,845	10,339	△ 101,166	△ 234,051

（注１）差額の△(マイナス)には、県税や県債、国庫支出金等を充当しています。
（注２）各項目毎に千円未満四捨五入を行っているため、各計欄は各項目を合計したものと一致しない場合があります。

Ⅲ　職員配置状況

	区分	４月１日	７月１日	10月１日	１月１日
配置職員数	常勤職員	13	13	13	13
	再任用職員	1	1	1	1
	臨時的任用職員		1	1	1
	非常勤職員	8	8	8	8
	計（人）	22	23	23	23

Ⅳ　業務実施状況

業務実績

1　がん対策の総合的な推進

(1)　受動喫煙防止条例の対象施設に対する戸別訪問の実施状況(数字で表せるもの)

項目	年間目標数	実績件数 第1･四半期	第2･四半期	第3･四半期	第4･四半期	累計
						（単位:件）
戸別訪問件数	13,800	2,853	2,913	5,754	3,841	15,361

(2)　その他の業務実績(数字で表せないもの)

項目	実績・進捗状況	
	第１・四半期	昨年度実施した乳がん検診の受診率向上モデル事業で得られた成果の市町村への普及(4月：記者発表)
	第２・四半期	・昨年度実施した乳がん検診の受診率向上モデル事業で得られた成果を市町村へ直接情報提供(7月～8月市町村健康増進事業主管課長会議等) ・上記モデル事業の成果を活用することを申し出た市町村18市町村(25･26年度延べ実施予定数) ・がん教育を推進するため、小中学生等に対するがん教育の実施方法や教材について、教育局と連携しながら検討を行う「がん教育検討会」を設置・開催（9月：第1回検討会開催）

がん対策の総合的な推進 （その他の業務実績）	第３・四半期	・乳がん検診の受診率向上モデル事業の成果を活用し３市町で事業を実施(実施予定：21市町村(25･26年度延べ実施予定数)) ・「がん教育検討会」を開催（11月：第2回検討会開催） ・就労可能ながん患者等に対する職場における理解の促進や、相談支援体制の充実について検討を行う「がん患者等就労支援事業推進検討会」を設置・開催（10月：第1回検討会開催。12月：第2回検討会開催。） ・県がん対策推進計画(25年3月策定)の進行管理等を行う「がん対策推進協議会」を設置・開催(11月：第1回協議会開催) ・「がん克服条例」の見直し検討の結果(改正を検討)を受け、条例の一部改正(案)について検討開始(12月)
	第４・四半期	・見直し検討の結果を受け、「がん克服条例」の一部改正を行うこととし、平成26年第1回定例会に、条例改正議案を提出。(2月) 同条例改正議案可決、公布、施行(3月) ・「がん教育検討会」を開催（1月：第3回検討会開催） ⇒ 検討の結果、H26年度に県内中学校において、がん教育に係るモデル事業を実施予定 ・「がん患者等就労支援事業推進検討会」を開催（2月：第3回検討会開催） ⇒ 検討の結果、H26年度にがん診療連携拠点病院において、がん患者の就労支援に係るモデル事業を実施予定 ・「がん対策推進協議会」を開催(3月：第2回協議会開催)

２　受動喫煙防止条例の見直し検討

項目	実績・進捗状況	
受動喫煙防止条例の見直し検討	第１・四半期	・神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の見直し検討 ⇒受動喫煙防止に関する県民意識調査・施設調査の実施及び事業者団体等への意見照会の実施(6月)
	第２・四半期	・神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の見直し検討 ⇒条例の見直し検討に向け、従来から設置されている神奈川県たばこ対策推進検討会に加え、新たに「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会を設置し検討を行った。(8月：第1回検討会・検討部会、第2回検討部会開催)
	第３・四半期	・神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の見直し検討 ⇒条例の見直し検討に向け、従来から設置されている神奈川県たばこ対策推進検討会に加え、新たに「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会を設置し検討を行った。(10月：第2回検討会・第3回検討部会、11月:第3回検討会・第4回検討部会開催) ⇒見直し検討の結果、条例の改正等の必要はないと結論(12月)
	第４・四半期	・受動喫煙防止条例の見直し検討結果を踏まえ、条例内容や健康影響に関する普及啓発の充実に取り組むこととし、1月から順次、行政、事業者団体等を訪問し、受動喫煙防止対策の更なる推進について協力の依頼を行った。

Ⅴ　業務運営に関する評価

所属長評価	第１・四半期	・受動喫煙防止対策については、限られた人員ではあるが積極的に戸別訪問を実施した結果、戸別訪問件数は前年度同時期に比べ21.6%増加した。さらに、条例施行後３年目を迎え、条例の見直し検討に向け、年度当初スケジュールに沿って、県民意識調査等を円滑に実施した。 ・市町村のがん検診事業を支援するため、昨年度実施したリーフレットによる乳がん検診の受診率向上に向けたモデル事業の成果を、同時に実施した検診に対する意識調査結果を基に分析し、事業の有効性をわかり易い資料として速やかにまとめた。
	第２・四半期	・受動喫煙防止対策については、限られた人員の中、2,913件(累計5,766件)の戸別訪問を実施した。さらに、条例の見直し検討に向け、従来から設置されている神奈川県たばこ対策推進検討会に加え、新たに「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会を設置し検討を行った。 ・市町村のがん検診事業を支援するため、昨年度実施したリーフレットによる乳がん検診の受診率向上に向けたモデル事業の成果を、市町村に対し直接情報提供し、17市町村(実数)で活用されることとなった。
	第３・四半期	・受動喫煙防止対策については、限られた人員の中、5,754件(累計11,520件)の戸別訪問を実施した。 また、受動喫煙防止条例の見直し検討の結果、条例改正は行わず、引き続き、現行条例の適切な執行により、受動喫煙防止対策を着実に推進していくこととした。 ・市町村のがん検診事業を支援するため、昨年度実施したリーフレットによる乳がん検診の受診率向上に向けたモデル事業の成果を、市町村に対し直接情報提供するなど活用を図った結果、20市町村(実数)で活用されることとなり、今期、３市町で事業を実施した。

	第４・四半期	・受動喫煙防止対策については、限られた人員の中、3,841件(累計15,361件)の戸別訪問を実施するとともに、行政、事業者団体等を訪問し、受動喫煙防止対策の更なる推進について協力の依頼を行った。 ・「がん克服条例」について、見直し検討の結果に基づき、一部改正を行った。 ・がん患者の就労支援について検討会を開催し検討した結果、26年度に、県立がんセンターにおいて相談事業をモデル的に実施し、就労相談のための知見を収集するとともに、リーフレットやがん検診促進事業と連携した講座やセミナーの開催を通じて事業者等に対してがん患者の仕事と治療について理解の促進を図ることとした。 ・小中学生等へのがん教育についての検討会を開催し検討した結果、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識、いのちの大切さに対する理解を深めるために、教育項目として、がんのイメージなど10項目を定め、教育教材を作成するとともに、平成26年度に県内中学校においてモデル事業を実施することとした。
	総合評価	・年間を通じて、がん克服条例及び県がん対策推進計画に基づき、関係機関や団体、事業者、市町村と連携・協力し、総合的ながん対策の推進を図ることができた。 ・また、受動喫煙防止対策については、条例見直し検討の結果を踏まえつつ、15,000件を越える戸別訪問等により多くの事業者を指導することで着実な推進を図ることができた。

連絡先（電話番号）	０４５－２１０－４７８０